

第三次太宰府市生涯学習推進基本計画

～豊かな心を育みふれあいを大切にするまちづくり～

平成23年3月

太宰府市教育委員会

はじめに

生涯学習とは、人々が、いつでも、どこでも、だれでも、なんでも、自由に行う学習活動のことで、学校教育や、各施設での各種講座等の社会教育などの学習機会に限らず、自分から進んで行う学習やスポーツ、文化活動、ボランティア活動、趣味などのさまざまな学習活動です。特にむずかしいことではなく、興味のあること、趣味や仕事のこと、子育てのこと、家庭や地域のこと等、私たちは誰でも、日々「学習」を繰り返しています。

本市では、平成18年度に「第二次太宰府市生涯学習推進基本計画」を策定し、年齢や性別、職業や学歴などに関係なく、一人ひとりが充実した生活を送るために、楽しみながら気軽に学べる市民参画社会のまちづくりを基本方針とし、その実現のための環境づくりに取り組んできました。

このことは、いきいき情報センターを拠点とした様々なサークル活動や講座への参加、各種生涯学習関係機関の主催する行事への参加、さらには、行政出前講座にみられる自主学习グループの活動、太宰府キャンパスネットワーク会議の加盟校である市内大学・短期大学の公開講座等への市民参加の姿などから見る事ができます。

近年、急速に少子高齢化や高度情報化が進み、経済状況が不安定な中、地域社会の人間関係の希薄化等、様々な環境が大きく変化しています。

その変化に対応しながら、生涯学習社会の更なる創造を図るため、「第三次太宰府市生涯学習推進基本計画」を策定しました。

今回の計画は、第五次太宰府市総合計画及び太宰府市教育施策要綱との整合性を図りながら、市民が生涯にわたって主体的に学習活動を継続でき、その成果を地域で発揮できる環境づくりや、世代別に応じた環境づくりを目標として掲げています。

今後は、この計画を指針とし、市民と行政とが協働・連携して、心豊かな人間性や「生きる力」を育むまちづくりを目指して取り組んでいきたいと思えます。

計画策定にあたってご尽力をいただきました生涯学習推進協議会の委員の皆様をはじめ、ご協力いただきました関係者の皆様に心から感謝申し上げますとともに一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成23年3月

太宰府市教育長

關 敏 治

目 次

第1章 計画策定の趣旨	1
1 計画策定の目的	1
2 計画の性格、位置付け	2
3 計画の期間	2
第2章 計画策定の背景	3
1 生涯学習の考え方の変遷	3
（1）「生涯学習」の定義	3
（2）学校教育、家庭教育、社会教育との連携	4
（3）生涯学習支援体制の法的整備	4
（4）個人の学習から成果の共有・活用へ	5
2 生涯学習推進の必要性	5
（1）家庭、地域の教育力の低下	5
（2）少子高齢化の進行	6
（3）ライフスタイルや価値観の多様化	6
（4）多様化する雇用形態	6
第3章 生涯学習に関する現状と課題	7
1 太宰府市における生涯学習の推進経過	7
（1）生涯学習の必要性提示	7
（2）生涯学習推進体制の経過	7
（3）基本計画の策定	8
2 現状と課題	9
（1）生涯学習の基礎づくり	9
（2）施設、設備の整備充実	10
（3）情報収集・提供の充実	10
（4）学習機会の拡充	11
（5）地域活動の活性化	11
（6）行政関連機関、民間機関との連携	12
（7）推進体制の充実	12

第4章 今後の目標	13
1 基本方針	13
2 重点的に取り組む目標	13
第5章 基本施策	14
1 生涯学習の基礎づくり	14
2 学習環境の充実	14
3 学習成果を共有・活用できる仕組みづくり	14
4 生涯学習推進体制の充実	14
第6章 施策実現に向けた取り組み	16
1 生涯学習の基礎づくり	16
(1) 人権教育・啓発の推進	16
(2) 地域社会全体の教育力の向上	17
2 学習環境の充実	19
(1) 「社会の要請」に応じた環境づくり	19
(2) 世代別に応じた環境づくり	21
(3) 施設の整備と事業充実	23
3 学習成果を共有・活用できる仕組みづくり	25
(1) 学習成果のデータベース化	25
(2) 成果を生かす機会の充実	26
(3) NPO（法人）・ボランティア団体との連携	27
第7章 計画の推進	28
1 生涯学習推進体制の充実	28
(1) 推進体制の充実	28
(2) 情報の収集、提供	28
(3) 大学、民間、行政機関等の相互連携	28
資料編	30

第 1 章 計画策定の趣旨

1 計画策定の目的

本市では、平成 7 年 4 月の「太宰府市生涯学習推進基本計画」の策定を機に、「いつでも、どこでも、だれでも、なんでも」学べる生涯学習都市の実現にむけて、市民総学習・総スポーツの取り組みを市民と行政により進めてきました。

そのような中において、少子高齢化の進行、IT 化の進展、産業・就業構造の変化、グローバル化の進展、家庭の教育力・地域の教育力の低下等、社会・経済が急激に変化をしたことから、市民の学習ニーズや生涯学習に関する地域からの要請に対応するため、「学びの心を育みみんなが主役になれる地域（まち）づくり」を基本方針とした「第二次太宰府市生涯学習推進基本計画」を策定しました。しかしながら、学習機会の提供や地域住民への生涯学習の支援、生涯学習を通じた地域づくりを、地域住民等との協働のもと行っていくにあたり、ライフスタイルや価値観の多様化、雇用形態の多様化等、様々な環境の変化や新たな課題が懸念されています。

これらの課題に的確に対応しながら、誰もが生涯にわたって主体的に学習活動を継続でき、その成果を地域で発揮できる環境づくりのため、また、生涯学習に関する施策を総合的に推進するにあたっての基本的な方向性を示すため、「第三次太宰府市生涯学習推進基本計画」の策定を行うものです。



2 計画の性格、位置付け

- (1) この計画は、第五次太宰府市総合計画及び太宰府市教育施策要綱との整合性を図りながら策定します。
- (2) この計画は、今後の諸情勢の変化に応じて、必要によっては見直されるものです。

3 計画の期間

この計画は、平成23年度から平成27年度までの5年間とします。



第 2 章 計画策定の背景

1 生涯学習の考え方の変遷

(1) 「生涯学習」の定義

我が国では、昭和 46 年の中央教育審議会及び社会教育審議会答申で生涯教育が検討課題として定義されたほか、昭和 56 年の中央教育審議会答申において、初めて本格的に「生涯学習」の考え方が取り上げられました。

さらに、平成 2 年の中央教育審議会答申においては、「生涯学習」を推進するにあたって、下記のことが挙げられています。

- ① 生活の向上、職業上の能力の向上や自己の充実を目指し、各人が自発的意思に基づいて行うことを基本とするものであること。
- ② 必要に応じ、可能なかぎり自己に適した手段及び方法を自ら選びながら生涯を通じて行うものであること。
- ③ 学校や社会の中で意図的、組織的な学習活動として行われるだけでなく、人々のスポーツ活動、文化活動、趣味、レクリエーション活動、ボランティア活動などの中でも行われるものであること。

＜平成 2 年中央教育審議会答申より抜粋＞

すなわち、一人ひとりが仕事に役立つ知識や技術を身につけたり、いきいきとした豊かな生活が送れるよう必要に応じて自分に適した手段や方法を選んで、生涯を通じて行う学習活動が生涯学習です。

(2) 学校教育、家庭教育、社会教育との連携

我が国において今後の社会の変化を生き抜いていくための総合的な力を身につけるためには、一人ひとりの学習の支援と共に、社会全体の教育力を向上させることが必要です。

子どもたちが身につけるべき「生きる力」は、学校教育や家庭教育はもちろんのこと、異なる世代の人々や他の家庭等の様々な人々と交流し、地域社会等における体験をすることとあいまって育まれるものです。

また、成人の様々な学習機会についても、従来の教育機関や社会教育施設等の特定の場で行われる機会のみでは十分でなく、多様な関係者が多様な機会を提供し、また、学習した成果を生かすことにより地域の課題解決を図ることを可能にするなど、社会教育との連携も不可欠です。

(3) 生涯学習支援体制の法的整備

昭和59年から昭和62年にかけて設置された臨時教育審議会の答申を受け、生涯学習を推進する体制の整備が進み、昭和63年には文部省（当時）に生涯学習を担う局が設置されました。

また、平成2年の中央教育審議会答申を受け、同年、生涯学習振興法が制定されました。この法律は都道府県を単位として、教育委員会が生涯学習の振興に資するために必要な体制の整備を図りつつ、事業を一体的かつ効果的に実施するように努めること等が規定されており、市町村については、関係機関及び関係団体等との連携協力体制の整備に努めることが規定されています。あわせて、文部大臣の諮問機関として、生涯学習に係る機会の整備に関する重要事項を調査審議する生涯学習審議会が設置されました。

平成18年には、教育基本法の中に、「生涯学習の理念」が新たに規定され、国民一人ひとりが、自己の人格を磨き、豊かな人生を送るために、生涯にわたって学習することができ、学習成果について、本人がそれを適切に生かすことができる社会づくりの必要性が掲げられました。



(4) 個人の学習から成果の共有・活用へ

生涯学習が各個人の自発的な意思に基づく広範なものという基本的な認識から、これまで「社会の要請」の視点から行政として特に重視すべき分野やその政策的な意義等について必ずしも十分に明らかにされてきませんでした。このため、これらについて検討する必要があります。

生涯学習の振興方策において、これまでは推進体制の基盤整備や学習機会の提供等に重点が置かれ、学習成果の評価については必ずしも十分な対応がなされてこなかったことから、社会における活用や通用性を踏まえた学習成果の評価の必要性も踏まえ、その方策について検討する必要があります。

2 生涯学習推進の必要性

昭和59年から昭和62年の4次にわたる臨時教育審議会答申においては、学歴社会の弊害の是正と新たな学習需要の高まりに応え、学校教育改革の基本理念の一つとして、「生涯学習社会の実現」が提言されました。

近年では、経済の発展に加え、科学技術の高度化、情報化、少子高齢化等の進行を背景として、人々は、物質的な豊かさに加え、精神的な面での豊かさを求め、生涯を通じて健康で生きがいのある人生を過ごし、その中でそれぞれの自己実現を図ることを求めています。人々は自己の啓発や生活の向上のため、多様な学習機会を求めており、国民一人ひとりがその生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、また、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が求められています。

今後の生涯学習推進の必要性は依然として高まっており、その要因は次のようなものであると考えられます。

(1) 家庭、地域の教育力の低下

近年、都市化、情報化、少子高齢化等の経済・社会の変化による地域社会の人間関係の希薄化や市町村合併等による地域社会自体の弱体化等、地域社会の教育力の低下の背景となる状況について指摘されており、地域社会の教育力を向上させる方策を検討することが急務となっています。

また、地域社会を構成する要素の一つであり、全ての教育の原点である家庭教育についても、都市化、少子高齢化等の家庭を巡る状況の急速な変化により、親の過保護・過干渉や無責任な放任、育児不安の広がりやしつけへの自信喪失等、様々な問題が生じているとの指摘もなされており、社会全体で支援していくことが求められています。

(2) 少子高齢化の進行

少子高齢化の進行に伴い、人口減少社会の到来とともに生産年齢人口が著しく減少し、基本的な社会構造の変化が進んでいます。このことは、年金・医療・福祉等の社会保障や経済活動に様々な課題が生じるなど、社会に大きな影響を与えています。

少子高齢化の進行や地方分権が進展する中で、活力ある社会づくりのために、住民によるコミュニティ形成促進が期待されており、人々がお互いに知恵と工夫を出し合い、支えあう共助社会づくりが求められています。さらには、今後ますます高齢者の人口が増えてくることから、高齢者が健康で生きがいをもって暮らせる心豊かな社会を築くことが求められています。

(3) ライフスタイルや価値観の多様化

社会の成熟化が進む中で、人々の意識は物質的な豊かさだけでなく心の豊かさやゆとりも求めています。また、男女がともに、仕事、家庭、地域生活など、多様な活動を自らの意思に沿った形で展開しようとしています。

このような中で、単に報酬のために働くだけではなく生きがいを求めることや仕事と生活の調和を重視するなど、生き方や働き方に対する価値観が多様化してきています。

(4) 多様化する雇用形態

経済のグローバル化による国際競争力強化の必要性の高まりや、価値観の多様化により、これまでの典型的な雇用形態であった終身雇用制度の変質が迫られている中で、女性の割合の高いパートタイム労働者をはじめ、派遣社員や契約社員など様々な雇用形態で働く非正規社員が増えてきています。

継続して働き続けられるためにも、職業に関係する資格の取得や、知識・技術の習得への取り組みが重要になっています。

第3章 生涯学習に関する現状と課題

1 太宰府市における生涯学習の推進経過

(1) 生涯学習の必要性提示

本市では、総合計画が示している本市の将来像「歴史とみどり豊かな文化のまち」を実現させるため、昭和60年から「まほろばの里づくり」を進めてきました。学習ニーズに対しては、市民が生涯にわたり必要に応じて学習できるよう、学校教育をはじめとする様々な教育機能を総合的に整備し、生涯の各時期における人間形成上の課題解決に向けて「いつでも、どこでも、だれでも、なんでも」自発的意思に基づき行われる生涯学習への対応を図ってきました。

昭和62年の第二次太宰府市総合計画において、はじめて生涯学習の必要性をうたい、また、平成3年には第三次太宰府市総合計画の中で生涯学習の確立が示されました。

そして、平成13年に策定した第四次太宰府市総合計画においては、生涯学習社会の創造を掲げ、生涯学習の総合的な推進体制の充実や学習環境の整備・充実を図ることを基本方針としました。

(2) 生涯学習推進体制の経過

第三次太宰府市総合計画で示した生涯学習の確立を具現化するため、平成4年5月に社会教育委員の会に「本市における生涯学習の推進体制を創造するための行政の施策について」という課題で諮問を行い、平成5年3月にその答申を受けました。

平成6年には、行政内部における「太宰府市生涯学習推進準備会」を発足し、太宰府市生涯学習推進基本計画を策定、「太宰府市生涯学習推進本部」を設置しました。

平成19年には、有識者等で組織する「太宰府市生涯学習推進協議会」と、行政内部で組織する「太宰府市生涯学習推進本部」とに役割分担し、さらなる生涯学習の推進に取り組んでいます。

(3) 基本計画の策定

平成7年に「太宰府市生涯学習推進基本計画」を策定し、学習機会の提供や学習環境整備などを進める中、少子高齢化等社会・経済の急激な変化に的確に対応するため、平成18年7月に「第二次太宰府市生涯学習推進基本計画」を策定しました。

しかしながら、ライフスタイルや価値観の多様化、雇用形態の多様化等、様々な環境の変化や新たな課題に対応しながら、生涯学習社会のさらなる創造を図るために「第三次太宰府市生涯学習推進基本計画」を策定します。

2 現状と課題

平成18年度に策定した「第二次太宰府市生涯学習推進基本計画」では、人権尊重の精神のもと、学校、家庭、地域、職場などで多様な形で学び、学習を大切にする環境づくりに加え、市民自らが積極的に取り組む市民参画社会のまちづくりを推進することを基本方針とし、生涯学習の推進を行ってきました。

しかしながら、社会全体が多様化、複雑化する中で、生涯学習の基礎となる人権教育をはじめ、学校・家庭・社会教育の教育力低下、生涯学習活動を行うための場や機会に関する情報が十分に周知されていないなど、様々な生涯学習のさらなる推進を図るうえで、現状や課題を整理する必要があります。

「第三次太宰府市生涯学習基本計画」を策定するにあたり、以下のとおり第二次基本計画の総括を行いました。

(1) 生涯学習の基礎づくり

①人権教育・啓発

本市では、様々な人権課題を解決するため、人権教育・啓発をはじめ様々な人権施策を実施してきました。しかしながら、近年の社会状況の変化等を背景として、児童虐待、いじめ、ドメスティックバイオレンス、高齢者虐待など深刻な人権侵害が生起しています。

また、同和問題の解決は、同和对策事業により一定の成果を上げてきたものの、インターネットへの差別的な書き込みなど、部落差別事象が依然として後を絶たない現状があります。これらの人権問題を解決するため策定した、「太宰府市人権尊重のまちづくり推進基本指針」をもとに、市民との協働と総合行政として、課題解決を図ることが必要です。



人権教室

②学校教育、家庭教育、社会教育

学校教育を取り巻く現状は、社会・経済の著しい変化や少子高齢化など多様で複雑なものとなっており、児童・生徒や保護者の生活環境にも大きく影響し、教育が担うべき役割や範囲が、ますます高度化、多様化しています。

また、親が子どもに対して、基本的な生活習慣や社会性、創造性を身につけさせることを目的とする家庭教育は、親自身が学び続けていくことが重要であり、家庭と地域が協力して取り組む必要があります。さらに、次代を担う青少年の健全育成のために、青少年の地域活動への参加や地域の一員である意識の醸成を目指すことも必要です。

そうした中であって、社会の変化に主体的に対応できる心豊かな人間性や「生きる力」の育成を行うためには、学校、家庭、地域社会が一体となって問題解決に取り組み、生涯教育の一環として、連携と位置づけを明確にする必要があります。

(2) 施設、設備の整備充実

いきいき情報センターにおいては、設置後十数年経過していることから、施設内外の機器、設備等の老朽化が進んでいます。その他、中央公民館、市民図書館、女性センタールミナス、文化ふれあい館においても、同様の年月が経過していることから、老朽化が進んでいます。

今後は、学習活動を行う場、学習成果を発揮する場として、施設の老朽化に対応しながら、計画的に改修を行うとともに、市民のニーズに応じた新たな施設、設備の整備について検討する必要があります。

また、ITの進化が顕著なことから、施設においてIT化に対応できる情報受発信設備の充実を行う必要があります。

(3) 情報収集・提供の充実

いきいき情報センターでは、学習情報の提供、インターネットの体験コーナー、市民ギャラリーでの学習成果の展示等、市民が生涯学習活動を行うための支援を行っています。また、市内各施設においても学習機会の充実、移動図書館による図書サービスの利便性向上、市ホームページによる情報提供など学習情報基盤の充実を図ってきました。

しかし、現在はITのさらなる進化により、携帯電話等さまざまな手段による情報の収集・提供が行われていることから、今後も市民の多様なニーズに応じた提供方法を模索していく必要があります。

(4) 学習機会の拡充

市民への学習機会の拡充を図るために、いりり端学習事業（行政出前講座、まほろばネット）をはじめ、市内の大学・短期大学8校で組織する、太宰府キャンパスネットワーク会議において、専門分野の知識、技術の習得、幅広い思考力の養成、社会人の学習の場として、各種公開講座を開催しています。これらの公開講座は、講座数、参加者ともに増加し、場の提供としての役割を担っています。

今後は、既存の事業内容の改善及び拡充を図り、学習の場の活性化に向け継続的な啓発を行うとともに、大学における人材の活用や施設の開放等、学校が持つ機能のさらなる開放について検討を行う必要があります。



学生連絡会清掃活動

(5) 地域活動の活性化

従来の各区自治会活動にあわせて、校区自治協議会としての活動が加わったことにより、地域活動が活発になり地域として一定の達成感が得られています。

しかしながら、実質の運営を行っているメンバーが固定化しており、地域の人材育成と後継者づくりは急務かつ重要課題であります。

(6) 行政関連機関、民間団体との連携

生涯学習活動の実践においては、行政関連機関や、企業や大学等の民間団体において、様々な目的で学習機会等が提供されています。それぞれが取り組んでいる学習情報は、行政関連機関では市ホームページ、文化情報ガイドブック等で提供を行っていますが、連携については不十分な状況です。

市民が生涯学習機会の情報を即座に、かつ正確に取得するためには、行政関連機関だけでなく、民間団体が実施する学習情報も一元化して提供する必要があります。

(7) 推進体制の充実

平成7年度に生涯学習推進本部を設置し、関連部署で取り組む事業を生涯学習関連事業として位置付けることにより、本市の生涯学習推進体制を構築してきました。平成19年度には、推進本部を生涯学習推進協議会に改編し、さらなる生涯学習推進の体制づくりを行いました。

今後は、いきいき情報センターをはじめ、中央公民館や市民図書館等の生涯学習関連施設と九州国立博物館との連携を深めるなど、拠点施設の充実に努めるとともに、学習した成果を社会の実践活動の中で生かせるような体制づくりに努める必要があります。

第4章 今後の目標

1 基本方針

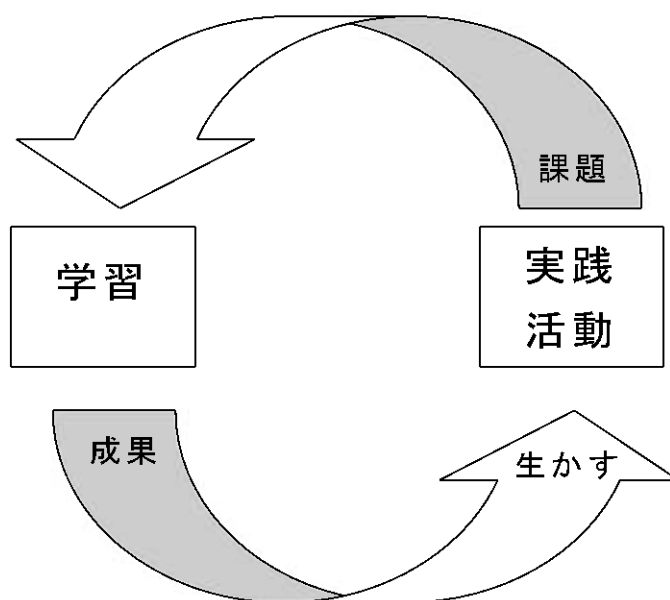
市民が生涯にわたって主体的に学習活動を継続でき、その成果を地域で発揮できる環境づくりのため、学習機会の拡充、情報の提供、指導者の育成、施設整備を行います。

2 重点的に取り組む目標

基本方針に基づき、次の事項を重点的に取り組む目標と定め、総合的な生涯学習を推進していきます。

- ①「いつでも、どこでも、だれでも、なんでも」学べる環境づくり
- ②学んだことが発揮できる場づくり、人づくり、体制づくり
- ③人のふれあい、活力のあるまちづくり
- ④生涯学習の循環を促す環境づくり

<生涯学習の循環イメージ>



第5章 基本施策

第五次太宰府市総合計画・基本構想における目指すべきまちの姿を実現するための目標の一つとして「豊かな心を育みふれあいを大切にするまちづくり」の推進に向け、その中の施策として「生涯学習の推進」を掲げています。

本計画では、本市の生涯学習を推進するにあたり、基本となる施策を以下のとおり定めます。

- 1 生涯学習の基礎づくり
- 2 学習環境の充実
- 3 学習成果を共有・活用できる仕組みづくり
- 4 生涯学習推進体制の充実



子ども会リーダー研修会



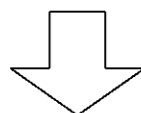
高齢者と子どもとの交流

第三次太宰府市生涯学習推進基本計画の施策体系

基本施策	施策	基本事業	関連課	
1 生涯学習の基礎づくり	(1)人権教育・啓発の推進	①人権・同和教育・啓発事業 ②男女共同参画の推進	人権政策課、教務課 人権政策課	
	(2)地域社会全体の教育力の向上	①家庭教育との連携 ②学校教育との連携 ③社会教育との連携 ④地域社会との連携	生涯学習課 学校教育課 生涯学習課 協働のまち推進課	
	2 学習環境の充実	(1)「社会の要請」に応じた環境づくり	①安全・安心のまちづくり ②職業的知識や技術の修得 ③環境教育・学習の推進	協働のまち推進課、生涯学習課 生涯学習課 環境課
		(2)世代別に応じた環境づくり	①幼少世代 ②学校教育世代 ③若者世代、中高年世代 ④子育て世代 ⑤シニア世代	市民図書館 学校教育課、生涯学習課 生涯学習課 子育て支援課 高齢者支援課
		(3)施設の整備と事業充実	①施設環境の整備 ②事業内容の充実 ③施設のネットワーク化	人権政策課、生涯学習課、中央公民館、市民図書館、文化財課 人権政策課、生涯学習課、中央公民館、市民図書館、文化財課 生涯学習課
	3 学習成果を共有・活用できる仕組みづくり	(1)学習成果のデータベース化	①人材のデータベース化 ②学習内容のデータベース化	生涯学習課 生涯学習課
		(2)成果を生かす機会の充実	①地域、学校等への派遣事業 ②歴史と文化的遺産の保存と活用	学校教育課、生涯学習課 文化財課
		(3)NPO（法人）・ボランティア団体との連携	①NPO（法人）・ボランティア団体との連携	協働のまち推進課
	4 生涯学習推進体制の充実	(1)推進体制の充実		生涯学習課
		(2)情報の収集、提供		生涯学習課
(3)大学、民間、行政機関等の相互連携			生涯学習課	

<基本方針>

市民が生涯にわたって主体的に学習活動を継続でき、その成果を地域で発揮できる環境づくりのため、学習機会の拡充、情報の提供、指導者の育成、施設整備を行います。



<重点的に取り組む目標>

- ①「いつでも、どこでも、だれでも、なんでも」学べる環境づくり
- ②学んだことが発揮できる場づくり、人づくり、体制づくり
- ③人のふれあい、活力のあるまちづくり
- ④生涯学習の循環を促す環境づくり

第6章 施策実現に向けた取り組み

1 生涯学習の基礎づくり

(1) 人権教育・啓発の推進

①人権・同和教育・啓発事業

「太宰府市人権尊重のまちづくり推進基本指針」に基づき、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決に向け、市民講演会の開催や街頭啓発、市広報やホームページをとおして市民への啓発活動を行っています。

また、市民一人ひとりが自分の人権のみならず、他人の人権についても正しい理解を持つとともに、権利の行使に伴う責任を自覚し、人権を相互に尊重し合い、その共存を図っていくことが大切です。

そのためには人権教育・啓発の取り組みに市民の積極的な参画を図るとともに、市民の理解と共感が得られるような手法や内容など創意工夫をしながら、人権を身近に考えることができる人権教育・啓発を推進します。【人権政策課、教務課】

<主な生涯学習関連事業>

- ・ 人権講座ひまわり（教務課）
- ・ 人権まつり事業（教務課）
- ・ 人権・同和问题啓発事業（人権政策課）



人権フェスタ

②男女共同参画の推進

男女共同参画社会の実現に向け、社会的性別（ジェンダー）に捉われない意識の改革を推進するため、男女共同参画市民フォーラムの開催をはじめ、啓発パンフレットや市広報・ホームページをとおして市民への啓発活動を行っていきます。また、学校等における男女平等教育の推進や家庭・地域における学習・啓発を推進するため、学習機会・情報の提供等を行います。【人権政策課】

<主な生涯学習関連事業>

- ・ 男女共同参画の啓発（人権政策課）



男女共同参画市民フォーラム

(2) 地域社会全体の教育力の向上

①家庭教育との連携

地域社会を構成する要素の一つであり、全ての教育の原点である家庭教育は、基本的な生活習慣や生活能力、学習に対する意欲や態度等の基礎を子どもたちに育むものであり、その主体となる保護者を支援するため、自身が学び続けられる環境づくりを推進します。

【生涯学習課】

<主な生涯学習関連事業>

- ・ すくすく子育て学級（生涯学習課）
- ・ 家庭教育学級（生涯学習課）

②学校教育との連携

学校・家庭・地域が連携し、保護者や地域住民の様々な意見を的確に反映させ、地域に開かれ、信頼される学校づくりを進めるために、学校運営協議会制度（コミュニティースクール）を全小・中学校に設置します。

この学校運営協議会制度を通じて、保護者や地域住民が一定の権限と責任を持って学校運営に参画し、その意見を学校運営に反映させるとともに、学校、家庭、地域がそれぞれの役割を担い、一体となって、子どもたちの「生きる力」を育成します。【学校教育課】

<主な生涯学習関連事業>

- ・ 学校運営協議会制度推進事業（学校教育課）

③社会教育との連携

次代を担う青少年の健全育成のために、青少年の地域活動への参加や地域の一員である意識の醸成を目指します。そのため「子ども会」「太宰府ジュニアリーダーズクラブ」などの各団体の組織活動の活性化を図るとともに、各団体間の連携を深めます。

中央公民館については、地区公民館の活動が活発になるよう、運営助成及び施設改修等の連携強化を図ります。

市民図書館については、市民が必要な情報が得られるよう、資料の収集・整備を行い、それを提供するためのサービスの充実を図るとともに、福岡都市圏住民の利便性向上のための図書館間のネットワークによる相互貸借の推進を充実させます。【生涯学習課】

<主な生涯学習関連事業>

- ・ 子ども会リーダー研修（生涯学習課）
- ・ 子ども会育成会研修（生涯学習課）
- ・ ジュニアリーダーの育成（生涯学習課）
- ・ 青少年育成市民の会支援（生涯学習課）
- ・ 成人式運営（生涯学習課）
- ・ 地区公民館運営助成（中央公民館）
- ・ 図書館ヤングアダルト（中高生向き）コーナー（市民図書館）
- ・ 図書館ボランティアの受け入れ（市民図書館）
- ・ 政治学級の運営（選挙管理委員会事務局）



子どもたちと地域による環境浄化活動

④地域社会との連携

豊かな地域社会を実現するには、これまでのような行政だけで地域課題の掘り起しから解決策の決定まで取り組む行政主導のやり方では限界が見えています。これからは行政と地域社会が対等なパートナーシップのもとで、連携・協働しながら、お互いが不得意な分野を補完し合うことにより課題の解決に取り組むことは、地域力の向上につながっていくと考えます。そのために、行政は地域運営支援補助金をはじめとする各種補助金の交付を行うとともに、活動の拠点となるコミュニティセンターの設置等の支援を行います。【協働のまち推進課】

<主な生涯学習関連事業>

- ・ 地域組織活動支援、地域コミュニティ支援（協働のまち推進課）
- ・ コミュニティ施設開放（協働のまち推進課）

2 学習環境の充実

(1) 「社会の要請」に応じた環境づくり

①安全・安心のまちづくり

地域と行政が一体となった防災・防犯体制が確立された、災害に強く犯罪のないまちを目指して、市民を対象とした啓発、意識高揚に努めます。中でも、いりり端学習「行政出前講座」により、防災、防犯をはじめ、福祉、環境、都市計画等の行政情報を提供することにより、市民が安全・安心できるまちづくりを目指します。【協働のまち推進課、生涯学習課】

<主な生涯学習関連事業>

- ・ 防災・防犯講座（協働のまち推進課）
- ・ 行政出前講座（生涯学習課）



防犯講座

②職業的知識や技術の修得

職業的知識や技術の修得につながる生涯学習を推進するためには、学習環境の充実、情報の共有化とともに、市民・民間事業者・行政の連携を強化することが必要です。特に、専門的な知識や技術を有している、企業や経済団体、大学等の高等教育機関に生涯学習の理解を促すとともに、連携するための体制づくりを推進します。【生涯学習課】

<主な生涯学習関連事業>

- ・ 民間、大学等との連携による専門講座開催の基盤充実（生涯学習課）
- ・ 履修証明制度の活用（生涯学習課）

③環境教育・学習の推進

環境の取り組みは、市民一人ひとりの生活の中にあるとの認識のもと、誰もが自らのライフスタイルを見直し、家庭や学校、そして地域から、具体的かつ一貫性を持った取り組みを積み重ねることが重要であることから、その根幹となる環境教育・学習推進計画の策定をはじめ、実際に推進するための学習プログラムをつくります。



環境フェスタ

そして、学校教育や生涯学習等と連携して、子どもから高齢者まで多様な世代が体系的かつ計画的に環境を学ぶことができるなど、関係機関とも連携して環境教育を担う人材の育成に努めるとともに、市民、自治会、NPO・ボランティア、学校、事業者など、多様な主体とのネットワークづくりを進めます。

また、学校教育や生涯学習等との連携、強化を図り、市民等による環境保全行動の中核となる場づくりや地域の環境まちづくりを支える人づくりなど、環境活動に参加し、取り組み続けるための仕組みを構築します。【環境課】

<主な生涯学習関連事業>

- ・ 環境教育・学習推進計画の策定等（環境課）
- ・ 環境教育を担う人材育成事業（環境課）
- ・ 多様な主体とのネットワークづくり（環境課）
- ・ 環境保全行動の中核となる場づくり（環境課）
- ・ 環境フェスタ等学習機会の提供事業（環境課）
- ・ 環境施設見学会の開催（環境課）
- ・ 環境関係団体支援事業（環境課）
- ・ 環境にやさしいライフスタイルの推進（環境課）

(2) 世代別に応じた環境づくり

①幼少世代

子どもと本の出会いを支援するために、あるゆる機会をとらえ本の紹介と、読書に親しむきっかけが得られるような事業を実施します。【市民図書館】

<主な生涯学習関連事業>

- ・ ファーストブック事業（市民図書館）
- ・ 図書館お話し会（市民図書館）
- ・ 図書館児童サービス（市民図書館）

②学校教育世代

学校教育において、職場見学や職場体験などキャリア教育の内容を取り入れた活動を行い、児童・生徒のより良い勤労観・職業観・人生観を育成します。また、市内8校の大学・短期大学で組織する太宰府キャンパスネットワーク会議の学生連絡会では、学生が自主的に実施する地域活動を、生涯学習活動として支援します。【学校教育課、生涯学習課】

<主な生涯学習関連事業>

- ・ 太宰府キャンパスネットワーク会議学生連絡会（生涯学習課）



キャンパスフェスタ

③若者世代、中高年世代

生涯学習の成果を仕事や就職に生かしている人の割合が最も多いこの世代では、市民が職業能力の開発等の生涯学習に取り組みやすい環境を整え、その成果をより仕事や就職に生かしていけるように支援していくことが必要です。また、生涯学習に対する価値観が多様化している中で、様々な文化活動団体、スポーツ活動団体等と連携することにより、市民の学習ニーズや成果を生かす場、人的資源等を的確に捉え、情報を提供していきます。【生涯学習課】

<主な生涯学習関連事業>

- ・ 文化団体助成（生涯学習課）
- ・ スポーツイベント企画（体育の日行事、サマーナイトペタンク等）（生涯学習課）
- ・ 体育協会活動支援（生涯学習課）
- ・ よか倶楽部運営支援（生涯学習課）



ペタンク大会

④子育て世代

子育てについての不安や負担感を解消し、親としての責任や子育てに喜びを感じ、社会全体で子どもの育ちや子育てを応援する環境を目指します。子育て広場や講座の充実を行うとともに、子育てサークルや地域子育てサロンの支援を行い自主的な活動を促進します。また、ファミリー・サポート・センター事業の充実を行い、子育てしやすい環境づくりに努めます。【子育て支援課】

<主な生涯学習関連事業>

- ・ ファミリー・サポート・センター（子育て支援課）
- ・ 子育て支援センター（子育て支援課）

⑤シニア世代

高齢者福祉の観点からも、区自治会や民生委員をはじめ地域住民との連携を深めることが、今後益々重要となり、地域間格差等も含め、今後の課題です。長寿クラブについては、クラブ数及び会員数の減少傾向に歯止めをかけ、クラブ数及び会員数の増加に向け、取り組みを行います。また、市の補助で建設された「老人憩いの場」が、地域の高齢者の生きがい活動の拠点としての機能を果たすことについての検証を行います。また、生きがい活動支援については、事業の周知に努めるとともに、高齢者の生きがい活動の推進に努め、補助対象団体を増やしていきます。【高齢者支援課】

<主な生涯学習関連事業>

- ・ シルバー人材センター運営補助（福祉課）
- ・ 長寿クラブ連合会補助（高齢者支援課）
- ・ 長寿クラブ補助（高齢者支援課）
- ・ 老人福祉センター運営管理（高齢者支援課）
- ・ 老人憩いの場補助（高齢者支援課）
- ・ プラチナパソコン教室（高齢者支援課）
- ・ 生きがい活動支援（高齢者支援課）
- ・ シニアスポーツ教室（生涯学習課）

(3) 施設の整備と事業充実

①施設環境の整備

いきいき情報センターをはじめ、生涯学習関連施設（文化学習施設、社会体育施設等）が老朽化していることから、利用者のニーズを踏まえて、計画的な改修に努めます。

市民図書館においては、分かり易いサイン、出入り口の自動ドア化やきめ細かな換気で、利用し易い快適に読書できる環境の整備をします。また、文化ふれあい館においては、博物館機能と生涯学習センター機能を併せ持つ館であり、現在20近くの定期利用団体のほか、地域の生涯学習センターとして、歴史と文化にふれる憩いの場を提供していきます。

さらに、総合体育館建設に向けて、調査・研究を進めていきます。【人権政策課、生涯学習課、中央公民館、市民図書館、文化財課】

<主な生涯学習関連事業>

- ・ いきいき情報センター整備事業（生涯学習課）
- ・ 文化ふれあい館整備事業（文化財課）
- ・ 中央公民館整備事業（中央公民館）
- ・ 市民図書館整備事業（市民図書館）
- ・ 女性センタールミナス整備事業（人権政策課）
- ・ スポーツ施設整備事業（生涯学習課）



いきいき情報センター

②事業内容の充実

いきいき情報センターにおいては、様々な講座の開催や、人材登録者の紹介事業等、市民のニーズに応じた事業の実施を行います。

文化ふれあい館では、趣味の講座や料理教室、パソコン教室の開催のほか、エントランスホールを活用した演奏会やコンサートの開催など幅広い事業を展開していきます。また、中央公民館においては、まほろば市民大学による専門講座やパソコン教室、利用者団体の活動成果を発表する市民文化祭を継続して実施します。

市民図書館では、電子書籍を含めた提供資料の充実、他図書館とのネットワークや移動図書館車の機動性を活用したサービスの充実を図ります。

女性センタールミナスにおいては、主催講座「男女共同参画セミナー」に幅広い年齢層の女性や男性の参加が得られるよう、また、ルミナス運営委員会からの提言等も参考に、指定管理者との連携を図りながら事業の充実を図っていきます。【人権政策課、生涯学習課、中央公民館、市民図書館、文化財課】



文化協会春の祭典

<主な生涯学習関連事業>

- ・ いきいき情報センター事業（生涯学習課）
- ・ 文化ふれあい館事業（文化財課）
- ・ 中央公民館事業（中央公民館）
- ・ 市民図書館事業（市民図書館）
- ・ 移動図書館車運営（市民図書館）
- ・ 女性センタールミナス事業（人権政策課）
- ・ スポーツ振興事業（生涯学習課）

③施設のネットワーク化

市民の活動範囲が広域化するに伴い、各施設における講座、活動団体等の情報のネットワーク化を進めることにより、生涯学習の総合的な推進体制や学習環境の整備、充実を図ります。【生涯学習課】

<主な生涯学習関連事業>

- ・ 講座情報の共有化（生涯学習課）
- ・ 人材リストの共有化（生涯学習課）

3 学習成果を共有・活用できる仕組みづくり

(1) 学習成果のデータベース化

①人材のデータベース化

市民の様々な学習ニーズに応えるために、学習活動を支援する人材を確保し、それらの情報を提供することは、学習成果を有効に活用するためには欠かすことができません。人材データベース等の構築、活用のために、その仕組みづくりを確立します。

その際は、これらの人材データベースが地域全体に広く周知されたものとなる必要があります。また、登録者の活動の場が十分確保される等、身近な地域の人材が継続的に生かされる仕組みとするとともに、NPO・ボランティア支援センターとの連携について推進します。【生涯学習課】

<主な生涯学習関連事業>

- ・ いろいろ端学習まほろばネット（生涯学習課）
- ・ 体育指導委員活動支援（生涯学習課）



体育指導委員派遣事業

②学習内容のデータベース化

生涯学習関連施設等で実施される生涯学習活動については、学習内容や学習方法について行政として計画的にデータベース化することにより、市民の学習ニーズに応じて、他の施設または機関で同様な生涯学習活動を再現、実施することができます。

これは、多様化する生涯学習活動において、市民が学習に取り組みたいというときに学習に取り組める場づくりを行うため、生涯学習関連施設等で実施される様々な生涯学習活動について、他の関連施設または機関等で学習ニーズに応じた生涯学習活動を再現、実施できる体制を整備することが求められています。

このために、学習内容や学習方法について、行政として計画的にデータベース化を行い、広く市民に情報提供を行います。【生涯学習課】

<主な生涯学習関連事業>

- ・ 学習内容のデータベース化事業（生涯学習課）

(2) 成果を生かす機会の充実

①地域、学校等への派遣事業

市立小・中学校へ市内の大学や短期大学等から学生サポーター（ボランティア）を派遣することにより、児童生徒の学力向上・安全確保・教育環境整備等の総合的な支援を行います。【学校教育課、生涯学習課】

<主な生涯学習関連事業>

- ・ 太宰府市立小・中学校サポート制度事業（学校教育課）

②歴史と文化的遺産の保存と活用

本市は、大宰府政庁跡をはじめ、文化遺産が数多く存在する特有な地域であることから、その保存と活用に関し取り組みを進めています。その一環として、文化遺産の発掘、育成を目指し、また、まちづくりの手法として、平成22年9月、「太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例」を制定し、景観・市民遺産会議を設立しました。

これにより、市民遺産を推進するとともに、市民と共に文化遺産の保存、活用を進めることとしています。【文化財課】

<主な生涯学習関連事業>

- ・ 歴史的風致維持向上計画関連事業（都市整備課）
- ・ 文化財保護の啓発（文化財課）
- ・ 遺跡調査現地説明会（文化財課）
- ・ 市民遺産の育成（文化財課）



史跡解説ボランティア

(3) NPO (法人)・ボランティア団体との連携

①NPO (法人)・ボランティア団体との連携

NPO (法人)・ボランティア団体などのテーマ型コミュニティと自治会等のエリア型コミュニティとが連携することにより、人材の発掘・育成につながるものと考えます。

更なる NPO・ボランティア支援センターの活用促進を図り、ボランティア組織の育成・支援の中心施設として普及していきます。【協働のまち推進課】

<主な生涯学習関連事業>

- ・ 市民ボランティア組織の育成・支援（協働のまち推進課）
- ・ 国際交流活動団体との連携（観光交流課）



太宰府市 NPO・ボランティア支援センター

第7章 計画の推進

1 生涯学習推進体制の充実

(1) 推進体制の充実

生涯学習推進協議会や生涯学習推進本部の連携を強化するとともに、総合的な生涯学習支援体制の充実を図ります。また、生涯学習推進に関する調査・研究を継続して行います。【生涯学習課】

<主な生涯学習関連事業>

- ・ 推進体制（生涯学習課）

(2) 情報の収集、提供

生涯学習関連施設における講座等の学習情報、成果を生かせる場や機会に関する情報、学習活動を行う団体等の情報収集を行い、インターネット等を効果的に活用しながら、市民の学習ニーズに応じた情報提供を行います。

また、生涯学習に関するネットワークを広く活用するため、広聴事業を推進します。【生涯学習課】

<主な生涯学習関連事業>

- ・ 文化情報ガイドブックの発行（生涯学習課）

(3) 大学、民間、行政機関等の相互連携

市民の生涯学習活動を推進するためには、学習機会等の情報を一元化して提供することが有用です。

市民が学習したいときに学習に取り組むことができる環境づくりとともに、学習した成果を社会活動の中で生かせるよう、市内の大学、民間、行政機関等が相互に場、機会、情報の共有化を図ります。【生涯学習課】

<主な生涯学習関連事業>

- ・ 太宰府キャンパスネットワーク会議（生涯学習課）

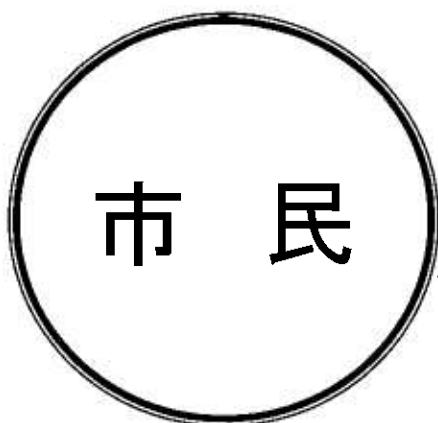
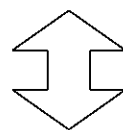
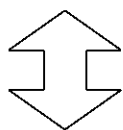
第五次太宰府市総合計画との位置づけと生涯学習の推進体制

第五次太宰府市総合計画

将来像
歴史とみどり豊かな文化のまち

十年後の目指すべきまちの姿
生きがいと尊厳を持ち安全で安心して暮らせる福祉と教育のまち
快適な生活空間と自然とが共生する環境にやさしいまち
地域の特色と豊かな資源を活かした魅力と活気あふれるまち

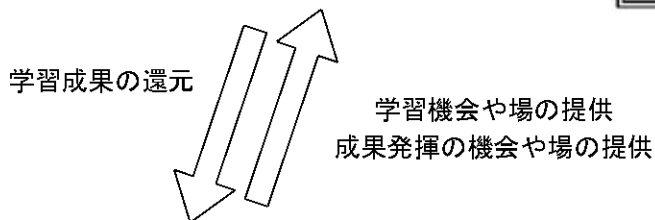
まちづくりの理念
協働のまちづくり
～みんなが幸せになるために、みんなで考え、みんなで実現すること～
太宰府らしさを活かしたまちづくり
～まるごと博物館（まちぐるみ歴史公園）～



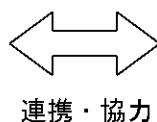
第三次太宰府市生涯学習推進基本計画

基本方針
市民が生涯にわたって主体的に学習活動を継続でき、その成果を地域で発揮できる環境づくりのため、学習機会の拡充、情報の提供、指導者の育成、施設整備を行います。

生涯学習社会の形成
市民の生涯学習活動を総合的に支援



行政機関
生涯学習関係機関・民間団体
大学等の高等教育機関
(太宰府キャンパスネットワーク会議)
小・中・高等学校
生涯学習関連施設
校区自治協議会等の地域社会



太宰府市生涯学習推進協議会
生涯学習の推進に関する総合的施策についての調査
太宰府市生涯学習推進本部
生涯学習推進基本計画の策定及び実施
生涯学習に関する調査及び研究
関係機関との連携、調整及び協力

資料編

- 第三次太宰府市生涯学習推進基本計画策定経過の概要
- 国、県の生涯学習推進のあゆみ
- 「太宰府市まちづくり市民意識調査報告書（平成22年3月）」抜粋
- 「太宰府市生涯学習に関する意識調査（平成22年7月）」抜粋
- 太宰府市生涯学習推進協議会規則
- 太宰府市生涯学習推進協議会委員名簿
- 太宰府市生涯学習推進本部規程
- 太宰府市生涯学習推進本部委員名簿

第三次太宰府市生涯学習推進基本計画策定経過の概要

【平成22年】

- 3月30日～ 4月27日 第二次太宰府市生涯学習推進基本計画総括調書作成（各課）
・生涯学習関連事業数 55事業
- 4月 1日～ 6月19日 太宰府市生涯学習に関する意識調査実施
・調査数 590件
- 5月31日 第1回太宰府市生涯学習推進本部会議
・第二次太宰府市生涯学習推進基本計画における生涯学習推進事業の総括について
・第三次太宰府市生涯学習推進基本計画の策定について
- 7月20日 第2回太宰府市生涯学習推進本部会議
・「太宰府市生涯学習に関する意識調査」結果について
・第三次太宰府市生涯学習推進基本計画の骨子（案）について
- 8月 2日 第3回太宰府市生涯学習推進本部会議
・第三次太宰府市生涯学習推進基本計画の骨子（案）について
- 8月24日 第1回太宰府市生涯学習推進協議会
・第二次太宰府市生涯学習推進基本計画の総括について
・太宰府市生涯学習に関する意識調査について
・第三次太宰府市生涯学習推進基本計画の骨子（案）について
- 10月26日 部長会議において、第二次太宰府市生涯学習基本計画の総括、第三次太宰府市生涯学習推進基本計画の骨子（案）及び施策体系（案）提出
- 11月22日 第4回太宰府市生涯学習推進本部会議
・第三次太宰府市生涯学習推進基本計画の素案について
- 11月24日 部長会議において、第三次太宰府市生涯学習推進基本計画における、本市の現状と課題及び施策実現に向けた取り組み内容（案）提出
- 12月 8日 第2回太宰府市生涯学習推進協議会
・第三次太宰府市生涯学習推進基本計画（案）について

【平成23年】

- 1月25日 部長会議において、第三次太宰府市生涯学習推進基本計画の素案審議
- 2月 1日～ 3月 2日 第三次太宰府市生涯学習推進基本計画（案）パブリック・コメント募集
- 2月 8日 定例議員協議会に第三次太宰府市生涯学習推進基本計画（案）策定及びパブリック・コメント実施報告
- 3月 8日 第5回太宰府市生涯学習推進本部会議
・第三次太宰府市生涯学習推進基本計画（案）策定に係るパブリック・コメント意見への対応について
- 3月10日 部長会議において、第三次太宰府市生涯学習推進基本計画（案）及びパブリック・コメント意見への対応審議
- 3月15日 第三次太宰府市生涯学習推進基本計画 最終決定

国、県の生涯学習推進のあゆみ

年	国	県
昭和46年	4月 社会教育審議会「急激な社会構造の変化に対応する社会教育のあり方について」答申	
昭和56年 昭和59年	6月 中央教育審議会「生涯教育について」答申	3月 社会教育委員の会議「豊かな心を育て、活力ある地域社会をつくる社会教育の振興方策について」建議
昭和60年	6月 臨時教育審議会第1次答申	4月 福岡県立社会教育総合センター開設 1月 福岡県生涯教育推進会議設置
昭和61年	4月 臨時教育審議会第2次答申 4月 臨時教育審議会第3次答申 8月 臨時教育審議会第4次(最終)答申 10月 政府「教育改革に関する当面の具体化方策について」閣議決定(教育改革推進大綱)	3月 第1回福岡県生涯教育推進公開セミナー開催(平成2年まで6回開催)
昭和63年 平成元年 平成2年	7月 文部省、社会教育局を生涯学習局に改組 11月 第1回生涯学習フェスティバル開催(千葉県) 1月 中央教育審議会「生涯教育の基盤整備について」答申	4月 「福岡県生涯学習推進公開セミナー」を「生涯学習フェスタ・ふくおか」に改称 9月 「第1回生涯学習フェア・ふくおか」開催(平成8年12回開催)
平成3年	6月 「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」 8月 生涯学習審議会発足 2月 「生涯学習の振興に資するための都道府県の事業の推進体制の整備に関する基準」告知	4月 県教育庁管理部に生涯学習振興課を設置
平成4年	4月 中央教育審議会「新しい時代に対応する教育の諸制度の改革について」答申	
平成5年	7月 生涯学習審議会「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について」答申	11月 生涯学習懇話会「福岡県における生涯学習の振興方策について」提言
平成6年 平成7年	11月 「地域生涯学習振興基本構想の承認に当たっての基準」告示	4月 福岡県生涯学習審議会条例施行 7月 福岡県生涯学習審議会発足 7月 福岡県生涯学習推進本部設置 7月 「生涯学習に関する県民意識調査」実施 4月 学習情報システム「とびうめネット」開設 6月 福岡県生涯学習審議会「21世紀を展望した福岡県における生涯学習の振興のための基本構想及び具体的進行方策について」答申
平成8年	4月 生涯学習審議会「地域における生涯学習機会の充実方策について」答申 7月 中央教育審議会「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」第1次答申	3月 福岡県生涯学習推進構想策定 7月 第2期福岡県生涯学習審議会発足
平成9年	6月 中央教育審議会「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」第2次答申	11月 第8回全国生涯学習フェスティバル開催 11月 「生涯学習月間」設定
平成10年	1月 放送大学全国化 3月 教育行政機関と民間教育事業者との連携方策に関する調査研究者会議「教育行政機関と民間教育事業者との連携の促進について」報告 9月 中央教育審議会「今後の地方教育行政の在り方について」答申 9月 生涯学習審議会「社会の変化に対応した今後の社会教育行政の在り方について」答申	3月 福岡県生涯学習審議会「生涯学習の振興のためのボランティア活動の促進について」報告 4月 県教育庁教育企画部に企画調整課を設置、社会教育課を生涯学習課に改組 5月 学習情報システム「ふくおか生涯学習ネットワーク」稼働
平成11年	6月 生涯学習審議会「生活体験・自然体験が日本の子どもの心をはぐくむ」答申 6月 生涯学習審議会「学習の成果を幅広く生かすー生涯学習の成果を生かすための方策についてー」答申	
平成12年	9月 「スポーツ振興基本計画」策定 11月 生涯学習審議会「新しい情報通信技術を活用した生涯学習の推進方策についてー情報化で広がる生涯学習の展望ー」答申	3月 第3期福岡県生涯学習審議会発足
平成13年	1月 文部科学省、生涯学習政策局を設置 12月 「文化芸術振興基本法」施行	10月 福岡県生涯学習審議会「地方分権の進展や民間諸活動の活発化など新たな状況を踏まえた今後の生涯学習振興方策について」報告
平成14年	2月 中央教育審議会「大学等における社会受け入れの推進方策について」答申	4月 第二次生涯学習推進構想策定
平成15年	3月 中央教育審議会「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について」答申	
平成16年	3月 中央教育審議会「今後の生涯学習の振興方策について」答申	
平成17年	6月 中央教育審議会「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について」諮問	
平成18年	12月 改正教育基本法において「教育の目標」「生涯学習の理念」「家庭教育」「社会教育」及び「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」等が規定される	
平成19年	1月 中央教育審議会「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について」中間報告	
平成20年	2月 中央教育審議会「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について～知の循環型社会の構築を目指して～」答申 5月 内閣府が「生涯学習に関する世論調査」を実施	5月 第4期福岡県生涯学習審議会(第1回)
平成21年		10月 第4期福岡県生涯学習審議会(第2回) 2月 第4期福岡県生涯学習審議会(第3回) 8月 福岡県生涯学習情報提供サイト「ふくおか生涯学習ひろば」開設 11月 第4期福岡県生涯学習審議会(第4回)
平成22年		1月 第4期福岡県生涯学習審議会(第5回) 2月 第4期福岡県生涯学習審議会(第6回) 3月 第4期福岡県生涯学習審議会提言「社会の要請に対応する生涯学習の振興について」

6. 生涯学習社会の創造

(1) 生涯学習活動の取り組み状況 (問 22)

●全体では『週1回以上の実施率』は16.2%、30歳代では9.3%と最も低い。

生涯学習活動の取り組み状況について、「ほぼ毎日取り組んでいる」が8.3%、「週に1回程度取り組んでいる」が7.9%、「月に数回程度取り組んでいる」が8.7%、「年に数回程度取り組んでいる」が7.0%で、『週1回以上の実施率』は16.2%となっている。なお、「ほとんど取り組んでいない」は65.2%である。

経年比較でみると、『週1回以上の実施率』は徐々に減少し、「ほとんど取り組んでいない」が増加傾向にある。

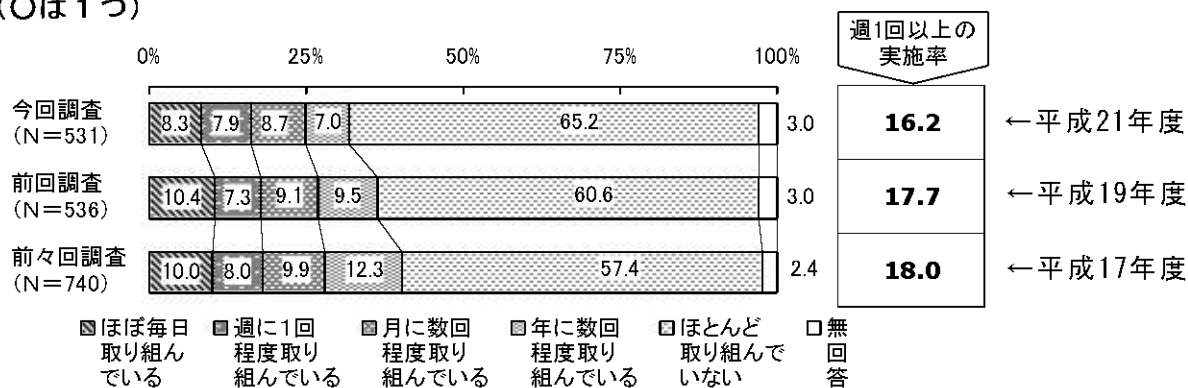
性別でみると、男女ともほぼ同様の傾向を示している。

年代別でみると、70歳以上で『週1回以上の実施率』が25.9%と最も高く、最も低いのが30歳代の9.3%である。

小学校区別では太宰府小学校区の『週1回以上の実施率』が22.9%で最も高い。

問 22. あなたは日頃から学習テーマを持って生涯学習活動に取り組んでいますか。

(○は1つ)



ほぼ毎日
 週に1回
 月に数回
 年に数回
 ほとんど
 無回答

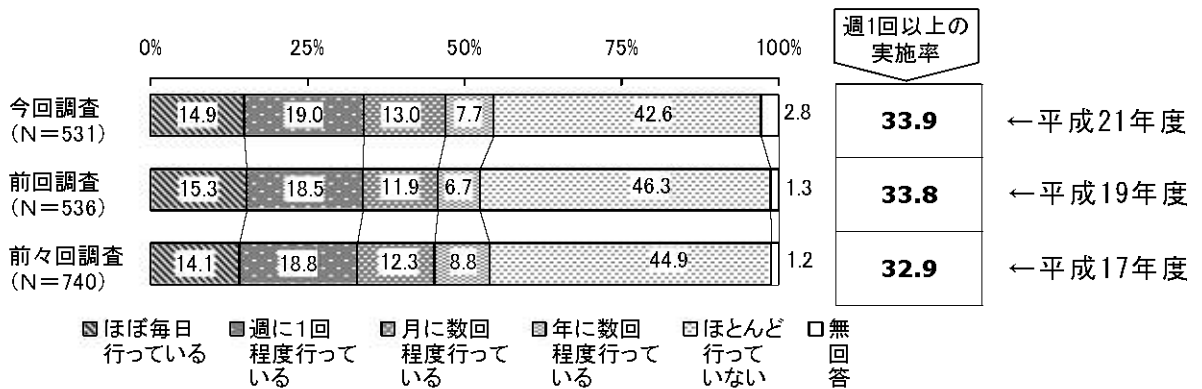
		標本数	ほぼ毎日 取り組んでいる	週に1回 程度取り組んでいる	月に数回 程度取り組んでいる	年に数回 程度取り組んでいる	ほとんど 取り組んでいない	無回答	実週 実施1 率以上 の
全体		531	8.3	7.9	8.7	7.0	65.2	3.0	16.2
性別	男性	225	9.8	7.6	9.3	6.2	65.8	1.3	17.4
	女性	298	7.4	8.4	8.1	7.4	64.4	4.4	15.8
	無回答	8	-	-	12.5	12.5	75.0	-	-
年代別	20歳代	57	7.0	7.0	10.5	10.5	64.9	-	14.0
	30歳代	86	5.8	3.5	3.5	9.3	73.3	4.7	9.3
	40歳代	73	8.2	8.2	8.2	6.8	67.1	1.4	16.4
	50歳代	97	5.2	5.2	7.2	7.2	73.2	2.1	10.4
	60歳代	136	11.8	8.1	10.3	4.4	62.5	2.9	19.9
	70歳以上	81	9.9	16.0	12.3	6.2	49.4	6.2	25.9
	無回答	1	-	-	-	-	100.0	-	-
小学校区別	太宰府小学校区	83	13.3	9.6	10.8	7.2	56.6	2.4	22.9
	太宰府東小学校区	54	5.6	11.1	14.8	3.7	63.0	1.9	16.7
	太宰府南小学校区	51	9.8	9.8	5.9	7.8	62.7	3.9	19.6
	水城小学校区	63	4.8	9.5	11.1	11.1	60.3	3.2	14.3
	水城西小学校区	48	8.3	4.2	8.3	8.3	70.8	-	12.5
	太宰府西小学校区	92	7.6	8.7	6.5	6.5	67.4	3.3	16.3
	国分小学校区	74	10.8	4.1	6.8	4.1	71.6	2.7	14.9
	わからない	61	4.9	6.6	6.6	8.2	68.9	4.9	11.5
	無回答	5	-	-	-	-	80.0	20.0	-

(2) 運動・スポーツの実施頻度 (問 23)

●全体では『週1回以上の実施率』は33.9%、30歳代と40歳代では2割台と低い。

運動・スポーツの実施状況について、「ほぼ毎日行っている」が14.9%、「週に1回程度行っている」が19.0%、「月に数回程度行っている」が13.0%、「年に数回程度行っている」が7.7%で、『週1回以上の実施率』は33.9%である。「ほとんど行っていない」は42.6%となっている。経年比較でみると、『週1回以上の実施率』についてはほとんど変化はみられない。性別でみると、『週1回以上の実施率』は男性36.4%、女性32.6%と男性の方がやや高い。年代別でみると、『週1回以上の実施率』は30歳代と40歳代では2割台と低くなっている。小学校区別では、『週1回以上の実施率』は太宰府西小学校区で40.2%と最も高いのに対し、水城小学校区では28.6%と最も低い。

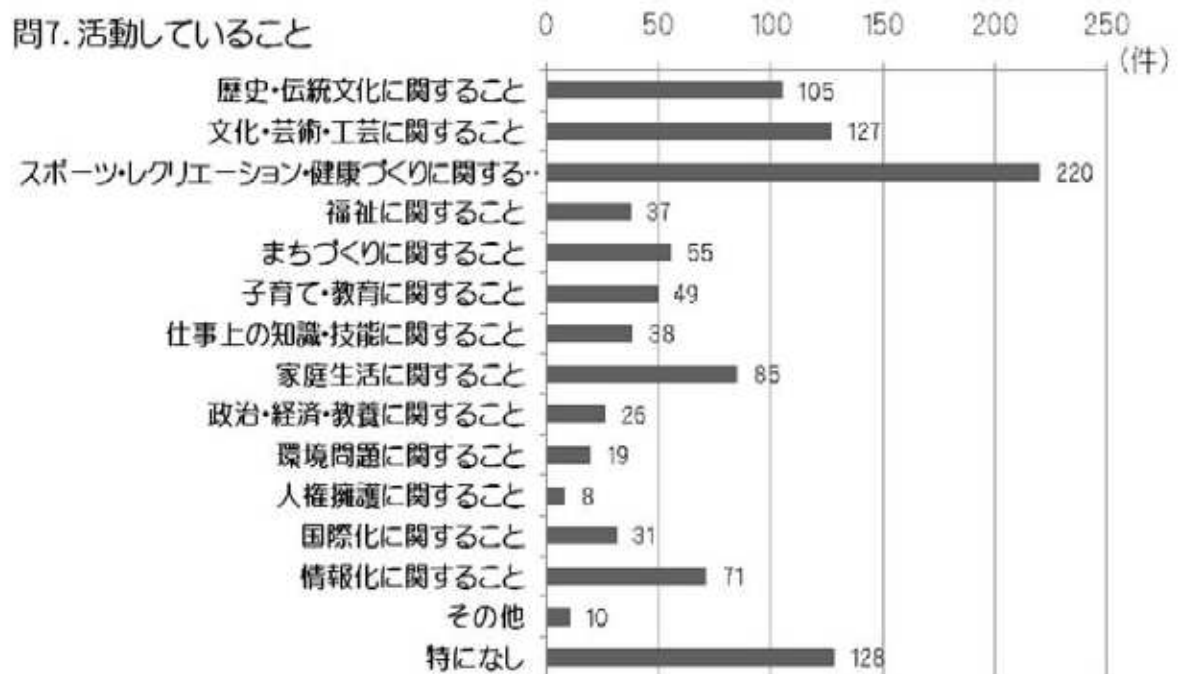
問 23. あなたは運動・スポーツをどれくらいの頻度で行っていますか。(○は1つ)



		標本数	ほぼ毎日行っている (%)	週に1回程度行っている (%)	月に数回程度行っている (%)	年に数回程度行っている (%)	ほとんど行っていない (%)	無回答 (%)	実週1回以上の実施率 (%)
全体		531	14.9	19.0	13.0	7.7	42.6	2.8	33.9
性別	男性	225	17.3	19.1	17.3	9.3	35.6	1.3	36.4
	女性	298	13.1	19.5	9.7	6.7	47.3	3.7	32.6
	無回答	8	12.5	-	12.5	-	62.5	12.5	12.5
年代別	20歳代	57	10.5	21.1	14.0	17.5	36.8	-	31.6
	30歳代	86	7.0	19.8	10.5	9.3	50.0	3.5	26.8
	40歳代	73	4.1	17.8	12.3	11.0	53.4	1.4	21.9
	50歳代	97	11.3	20.6	14.4	7.2	44.3	2.1	31.9
	60歳代	136	22.1	16.9	15.4	5.1	38.2	2.2	39.0
	70歳以上	81	28.4	19.8	8.6	1.2	34.6	7.4	48.2
	無回答	1	-	-	100.0	-	-	-	-
小学校区別	太宰府小学校区	83	13.3	26.5	12.0	4.8	41.0	2.4	39.8
	太宰府東小学校区	54	16.7	16.7	24.1	11.1	31.5	-	33.4
	太宰府南小学校区	51	13.7	25.5	13.7	7.8	35.3	3.9	39.2
	水城小学校区	63	15.9	12.7	12.7	7.9	46.0	4.8	28.6
	水城西小学校区	48	8.3	25.0	12.5	8.3	45.8	-	33.3
	太宰府西小学校区	92	21.7	18.5	14.1	4.3	39.1	2.2	40.2
	国分小学校区	74	17.6	16.2	9.5	9.5	45.9	1.4	33.8
	わからない	61	8.2	13.1	8.2	11.5	54.1	4.9	21.3
	無回答	5	-	-	-	-	60.0	40.0	-

問7 あなたが今、行っている生涯学習活動はありますか。(複数選択可)

歴史・伝統文化に関すること	17.8%
文化・芸術・工芸に関すること	21.5%
スポーツ・レクリエーション・健康づくりに関すること	37.3%
福祉に関すること	6.3%
まちづくりに関すること	9.3%
子育て・教育に関すること	8.3%
仕事上の知識・技能に関すること	6.4%
家庭生活に関すること	14.4%
政治・経済・教養に関すること	4.4%
環境問題に関すること	3.2%
人権擁護に関すること	1.4%
国際化に関すること	5.3%
情報化に関すること	12.0%
その他	1.7%
特になし	21.7%

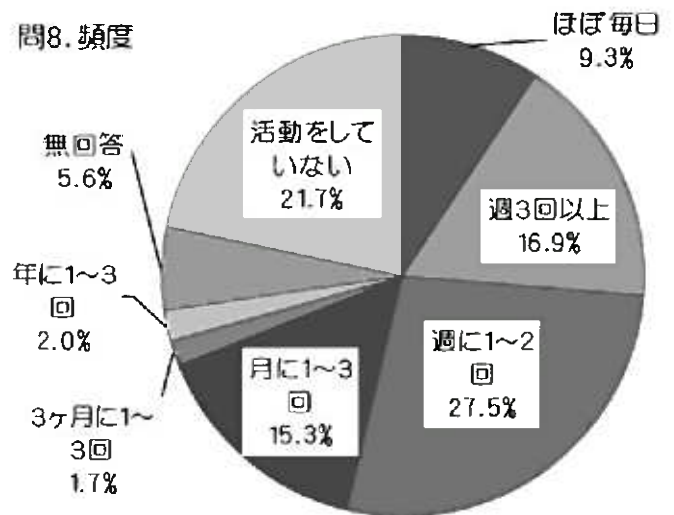


- ・活動内容としては、「スポーツ・レクリエーション・健康づくり」が 37% と最も多く、次いで「文化・芸術・工芸」、「歴史・伝統文化」となっている。
- ・「特になし」も 22%であり、5人に1人は活動をしていないとなっている。

問8 どれくらいの頻度で、活動をしていますか。

ほぼ毎日	9.3%
週3回以上	16.9%
週に1~2回	27.5%
月に1~3回	15.3%
3ヶ月に1~3回	1.7%
年に1~3回	2.0%
無回答	5.6%
活動をしていない	21.7%

問8. 頻度

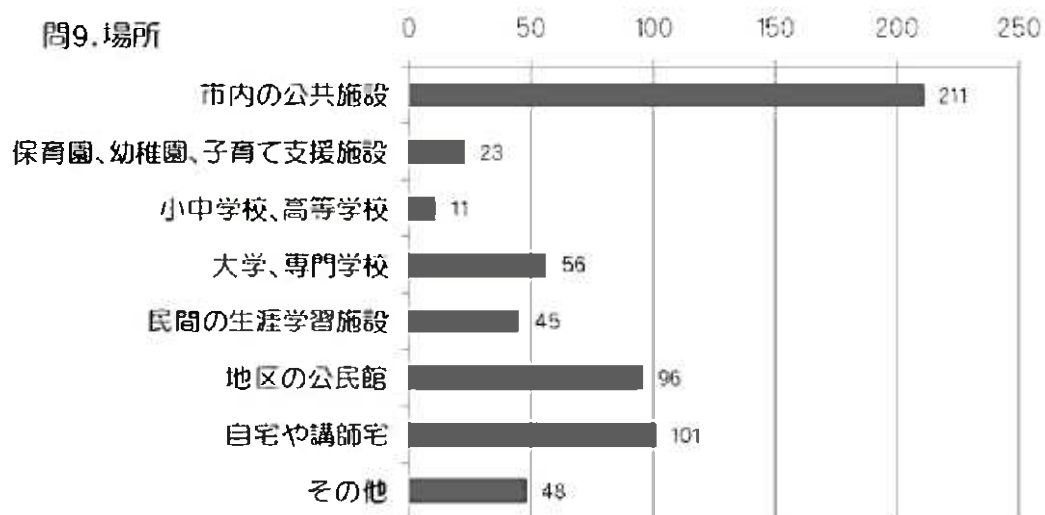


・「週に1~2回」が最も多く28%となっており、週に1回以上の活動をしている人が半数以上となっている。

問9 どこで活動をしていますか。(複数選択可)

市内の公共施設	45.7%
保育園、幼稚園、子育て支援施設	5.0%
小中学校、高等学校	2.4%
大学、専門学校	12.1%
民間の生涯学習施設	9.7%
地区の公民館	20.8%
自宅や講師宅	21.9%
その他	10.4%

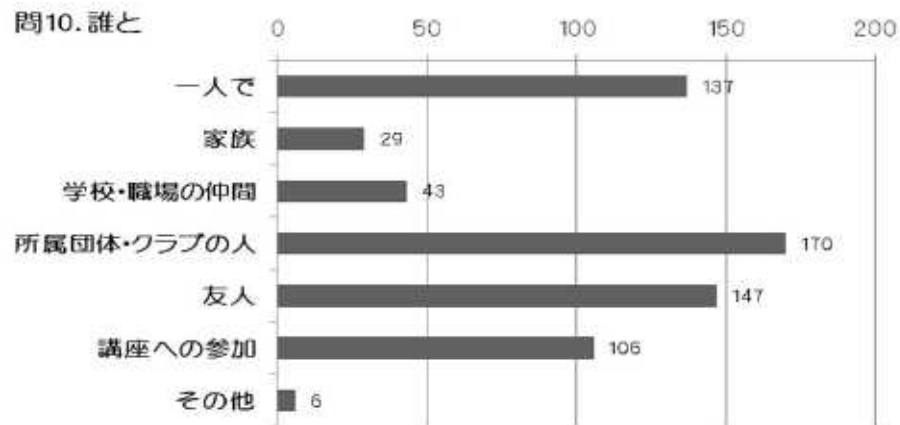
問9. 場所



・「市内の公共施設」が46%と最も多く、次いで「自宅や講師宅」「地区の公民館」が20%超となっている。

問 10 だれと活動をしていますか。(複数選択可)

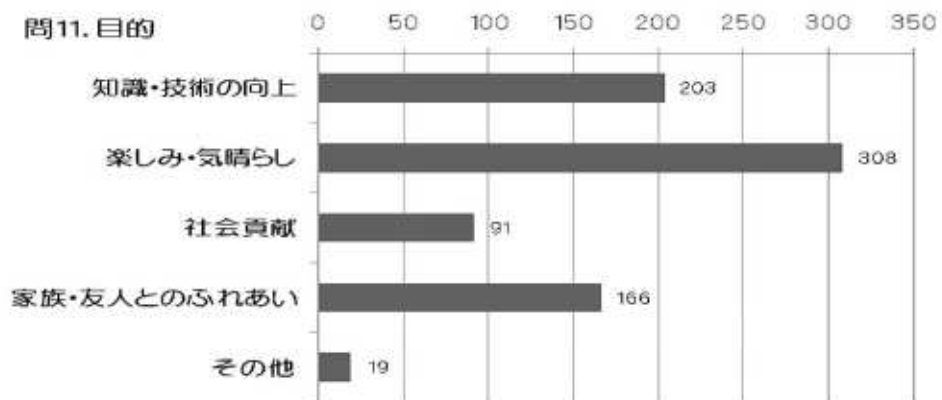
一人で	29.7%
家族	6.3%
学校・職場の仲間	9.3%
所属団体・クラブの人	36.8%
友人	31.8%
講座への参加	22.9%
その他	1.3%



・「所属団体・クラブの人」が37%で最も多い。「家族」と活動している人は6%と少なかった。

問 11 あなたが生涯学習活動をする目的は何ですか。(複数選択可)

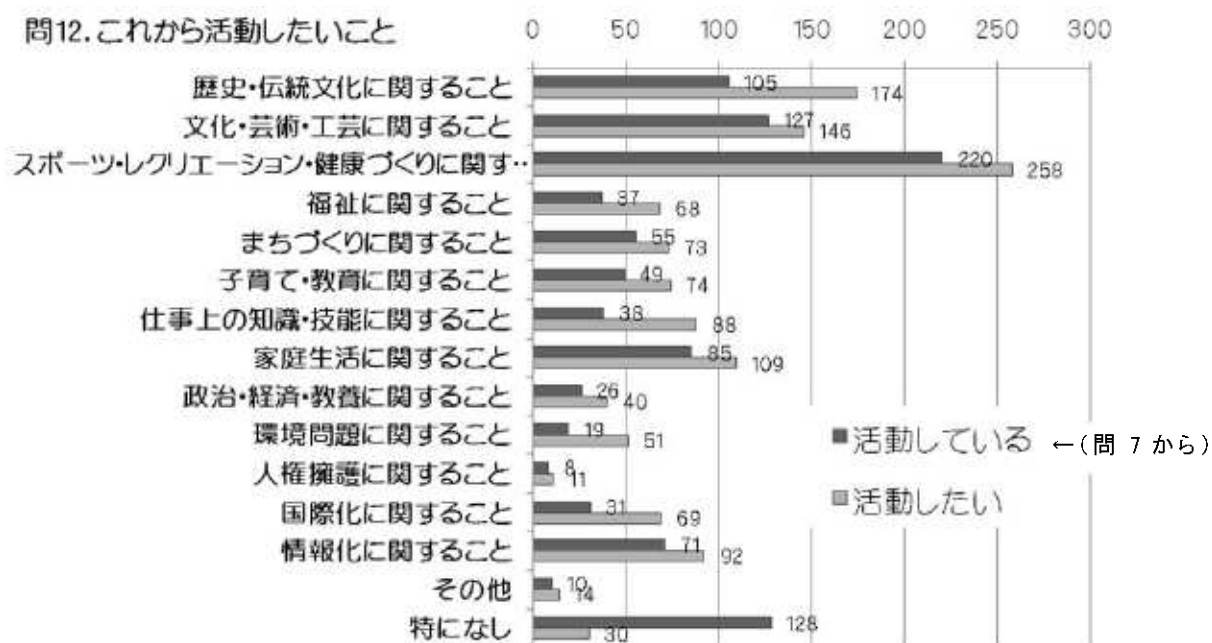
知識・技術の向上	43.9%
楽しみ・気晴らし	66.7%
社会貢献	19.7%
家族・友人とのふれあい	35.9%
その他	4.1%



・「社会貢献」が20%であるが、「楽しみ・気晴らし」「知識・技術の向上」など自分自身のために活動している人が多数である。

問 12 あなたが、これから生涯学習活動としてやってみたいと思うことは何ですか。(複数選択可)

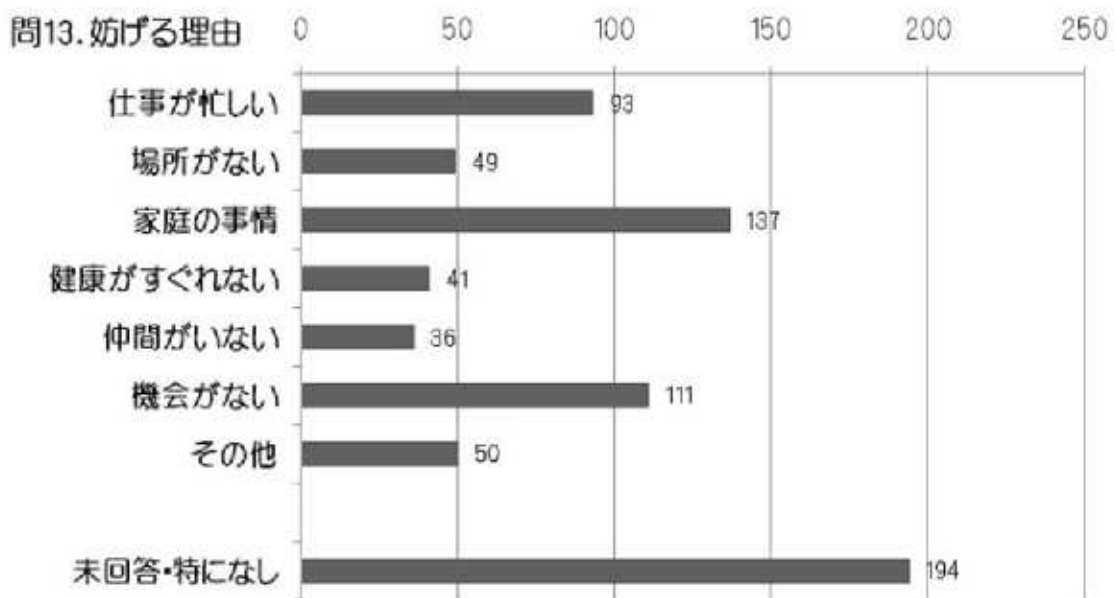
歴史・伝統文化に関すること	29.5%
文化・芸術・工芸に関すること	24.7%
スポーツ・レクリエーション・健康づくりに関すること	43.7%
福祉に関すること	11.5%
まちづくりに関すること	12.4%
子育て・教育に関すること	12.5%
仕事上の知識・技能に関すること	14.9%
家庭生活に関すること	18.5%
政治・経済・教養に関すること	6.8%
環境問題に関すること	8.6%
人権擁護に関すること	1.9%
国際化に関すること	11.7%
情報化に関すること	15.6%
その他	2.4%
特になし	5.1%



- ・活動していること、活動したいこと、ともに「スポーツ・レクリエーション・健康づくりに関すること」が最も多い。
- ・現在は活動していることと、これから活動したいこととの差が大きいものとしては、「歴史・伝統文化に関すること（差は 11.7%）」「仕事上の知識・技能に関すること（差は 8.5%）」がある。
- ・これから活動したいことが「特になし」は 5%であり、何らかの形で活動をしたいと思う人が多いとなっている。

問 13 あなたが生涯学習活動をするにあたり、それを妨げる理由は何ですか。
(複数選択可)

仕事が忙しい	15.8%
場所がない	8.3%
家庭の事情	23.2%
健康がすぐれない	6.9%
仲間がいない	6.1%
機会がない	18.8%
その他	8.5%
特になし・未記入	32.9%



- ・「家庭の事情」が 23%と最も多く、次いで「機会がない」が 19%、「仕事が忙しい」が 16%となっている。
- ・「場所がない」が 8.3%、「仲間がいない」が 6.1%であり、環境面での妨げは比較的少ない。
- ・未記入または特になしと回答した人は 33%であった。

問 14 生涯学習活動をもっと盛んにするために、市はどのようなことに力を入れるべきだと思いますか。(複数選択可)

利用できる施設の数を増やす	34.1%
施設の設備・備品を充実させる	16.8%
学校施設をもっと地域に開放する	15.4%
専門的な知識を持つ職員を多く配置する	8.5%
講座や行事、イベントを増やす	28.0%
講座の内容を充実させる	20.8%
講座や事業などの広報を充実させる	15.6%
インターネットによる情報提供を充実させる	10.3%
市民のニーズや満足度などを把握して施策に反映させる	11.5%
リーダーや指導者を育成する	6.6%
ボランティア活動を支援する	14.7%
グループや団体等の自主的な活動を支援する	7.8%
学習した成果を発揮する場や機会の提供を充実させる	7.8%
人材リストを作成し、広く周知・活用する	5.8%
その他	4.1%
特になし	8.1%

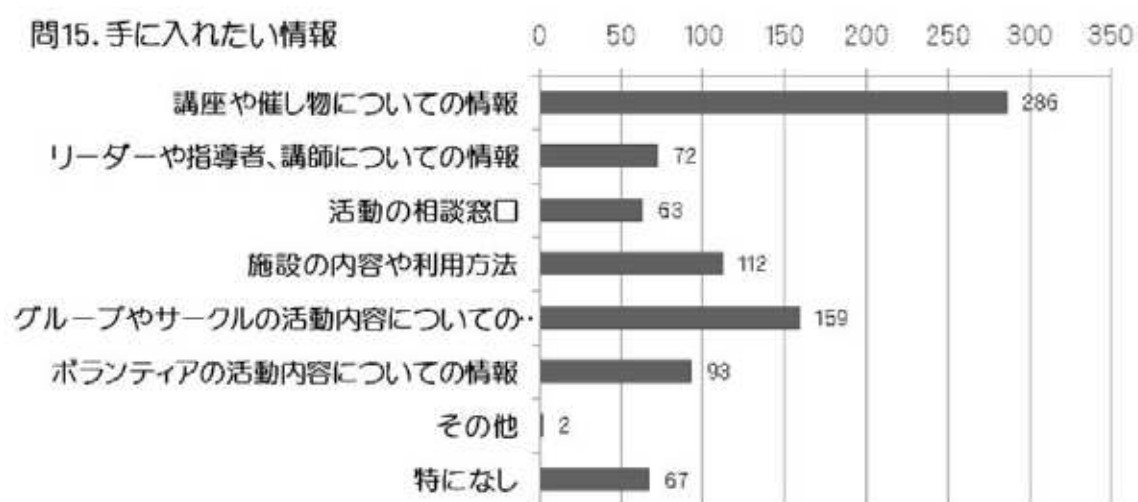
問14. 市が取り組むべきこと



- ・「利用できる施設の数を増やす」が 34%で最も多く、活動の拠点を求めている人が多い。
- ・次いで「講座や行事、イベントを増やす」が 28%であり、活動したい人が参加できる機会を求めている人も多い。

問 15 あなたが生涯学習活動をおこなう上で、手に入れたい情報はありますか。
(複数選択可)

講座や催し物についての情報	48.5%
リーダーや指導者、講師についての情報	12.2%
活動の相談窓口	10.7%
施設の内容や利用方法	19.0%
グループやサークルの活動内容についての情報	26.9%
ボランティアの活動内容についての情報	15.8%
その他	0.3%
特になし	11.4%



- ・「講座や催し物についての情報」が 49%となっており、半数の人が手に入れたい情報としている。
- ・次いで「グループやサークルの活動内容についての情報」が 27%であり、問 10 の結果を反映している。

○太宰府市生涯学習推進協議会規則

平成19年10月1日
教委規則第15号

(趣旨)

第1条 この規則は、太宰府市附属機関設置に関する条例(昭和60年条例第17号)の規定に基づき、太宰府市生涯学習推進協議会(以下「協議会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 生涯学習の推進に関する総合的施策について調査審議すること。
- (2) その他必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、7人以内の委員をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 各種団体等代表者
- (3) その他教育委員会が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置き委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会議を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、教育部生涯学習課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

太宰府市生涯学習推進協議会 委員名簿

(任期：平成 22 年 9 月 1 日～平成 24 年 8 月 31 日)

区 分	団体名	氏 名	団体での役職等	備 考
識見を有する者	日本経済大学	野瀬 誠一	教授 生涯学習部長	会長
各種団体等代表者	太宰府市文化協会	堤 孝子	事務局長	副会長
〃	太宰府市体育協会	野中 秀典	理事長	
〃	太宰府キャンパス ネットワーク会議	天本 昌史	九州情報大学 事務局長	
教育関係者	小・中学校校長会	木村 千代治	太宰府西中学校 校長	

(敬称略)

(目的)

第1条 この訓令は、本市の生涯学習を総合的かつ効果的に推進するため、太宰府市生涯学習推進本部(以下「推進本部」という。)を設置し、もって生涯学習社会の実現を目指すことを目的とする。

(所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 生涯学習推進基本計画の策定及び実施に関すること。
- (2) 生涯学習に関する調査及び研究に関すること。
- (3) 関係機関との連携、調整及び協力に関すること。
- (4) その他必要な事項

(組織)

第3条 推進本部は、15人以内の本部員をもって組織し、次の各号に掲げるもののうちから教育委員会が任命する。ただし、第1号に掲げるものについては、別に辞令を用いることなく本部員に命じられたものとする。

- (1) 教育部長
- (2) 太宰府市文化行政推進会議規程(平成19年教委訓令第5号)第2条第4号の表に掲げる各部門の職員各2人

(本部長及び副本部長)

第4条 推進本部に本部長及び副本部長各1人を置く。

- 2 本部長は、教育部長をもって充てる。
- 3 副本部長は、本部長が指名する職員をもって充てる。
- 4 本部長は、本部会議を総理し、推進本部を代表する。
- 5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、本部長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、本部員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席本部員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 推進本部の庶務は、教育部生涯学習課において処理する。

(委任)

第7条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この訓令は、平成19年10月1日から施行する。

太宰府市生涯学習推進本部委員 名簿 (平成22年4月現在)

	職 名	氏 名	
本部長	教育部長	山田 純 裕	1号委員
総 務 部 門			
1	経営企画課長	今 泉 憲 治	
2	協働のまち推進課地域コミュニティ推進係長	藤 田 彰	
議 会 等 部 門			
3	議事課長	櫻 井 三 郎	
4	監査委員事務局監査係長	中 村 和 史	
市 民 生 活 部 門			
5	環境課長	篠 原 司	
6	人権政策課人権・同和政策係長兼男女共同参画推進係長	大 槻 茂 男	
健 康 福 祉 部 門			
7	福祉課長	宮 原 仁	
8	福祉課福祉係長	武 田 哲 夫	
建 設 経 済 部 門			
9	都市整備課長	神 原 稔	
10	商工・農政担当課長兼商工・農政係長	大 田 清 蔵	
教 育 部 門			
11	生涯学習課長	古 川 芳 文	副本部長
12	文化財課保護活用係長	菊 武 良 一	
上 下 水 道 部 門			
13	上下水道課長	松 本 芳 生	
14	上下水道課経営管理係長	田 中 静 夫	